

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市教育長が令和 6 年 4 月 24 日に 6 松（教学）第 156 号でした保有個人情報の一部を訂正する決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件訂正請求

審査請求人は、令和 6 年 3 月 25 日、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 91 条第 1 項の規定に基づき、保有個人情報の訂正を請求した。

2 本件処分

処分庁は、令和 6 年 4 月 24 日、審査請求人に対し、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、本件訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する決定をした。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 7 月 29 日、審査庁の松山市教育長に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 86 号）第 2 条に基づき、本件処分のうち第 3 の本件審査請求に係る保有個人情報の一部を不訂正とした処分（以下「本件不訂正処分」という。）を不服として審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 7 年 1 月 24 日、本件審査請求を法第 105 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成 28 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

第3 本件審査請求に係る保有個人情報

審査請求人が本件訂正請求で処分庁に訂正を求めた個人情報は、次のとおりである。

- (1) 本件文書1 ○○○○さんの保護者に対する、○○○○年○月○日事案に関する学校の調査結果の報告等の記録
- (2) 本件文書2 本校児童○○○○さんに対する本校教諭による○月○日指導状況調査結果

第4 本件処分の内容

処分庁は、法第93条第1項の規定に基づき、本件訂正請求があった前記第3の保有個人情報を末尾添付の訂正請求文書整理表（省略）のとおり一部を訂正する決定をした。

第5 本件処分の理由

- (1) 処分庁は、関係者からの聞き取り調査の結果、本件文書1に関し、整理表1の請求事項2、9及び14をそれぞれ同表の訂正した内容のとおり訂正した。
- (2) 処分庁は本件文書1に関し、整理表1の上記(1)以外の請求事項をそれぞれ同表の不訂正の理由により不訂正とした。
- (3) 処分庁は本件文書2に関し、整理表2の請求事項の全部を同表の不訂正の理由により不訂正とした。

第6 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件文書1及び2の一部訂正決定処分を取り消し、審査請求人が請求した個人情報の訂正箇所につき、一部訂正ではなく全部訂正とする旨の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件文書1不訂正部分①(整理表1の不訂正部分①)について

- ・ ○○○○年○月○日、審査請求人の父親（以下「代理人」という。）が松山市教育委員会（以下「市教委」という。） 往訪時に求めたのは、当日の音声記録の文字起こし内容のとおり「審査請求人宅まで報告に来てほしい」という内容である。
- ・ 代理人は民間ホテル会議室で報告をしてほしいとは求めておらず、報告の方法は○○○○小学校長（以下「校長」という。）から連絡させる旨を市教委担当者が述べている。校長は法や規則に反して私費で有料会議室を借り上げ、報告方法を決定したのであり、これらの責任を代理人に転嫁するような記載は、当然訂正すべきである。

イ 本件文書 1 不訂正部分②（整理表 1 の不訂正部分②）について

- ・ ○○○○年○月○日、代理人と校長の電話のやり取りでは、音声記録のとおり、家庭内で代理人が審査請求人から聞き取った内容を学校に連絡することを了解した趣旨の発言をしていないことは、文脈からも明らかである。
- ・ 代理人から信頼されず対応する能力がないと不信感を持たれているにもかかわらず、有意な情報が得られると思っていた等の校長の感想は単なる願望であり、事実の応答に即した記載に訂正すべきである。

ウ 本件文書 1 不訂正部分③（整理表 1 の不訂正部分③）について

- ・ 請求事項 9 のとおり、○○○○年○月○日の報告会は、傷害事件の調査をした学校が、関係教諭の行為が体罰に該当するかどうか最終結論を出さなかったもので、かつ、学校側に都合の悪い事実や正当業務行為該当性について、代理人やその妻からの指摘に対し答えに窮した事実があることは明らかである。

- ・学校は、報告会で結論を述べることを回避しておきながら、市教委への報告では体罰に該当しないと言い切ったかのような報告書を作成し、訂正請求に応じざるを得なくなったことでも、虚偽公文書作成の^{そし}誹りを免れ得ない。
- ・体罰かどうかの判断を行う基礎資料となる学校からの報告は、相手側から何を問われて何を回答し何が回答できなかったか等を詳細に報告する必要がある、学校の判断で発言の趣旨の歪曲や発言の削除等は許されるものではなく、審査請求での主張をくんだ内容に訂正すべきである。

エ 本件文書2 不訂正部分①(整理表2の不訂正部分①)について

- ・請求事項1、2、3は、不訂正理由を「実施機関がした評価、判断である」としているが、その前提となる事実の認定に恣意的な誤認が含まれている。
- ・審査請求人は、当初から、教諭に腕を握られたことが痛みの原因だと言っている。受傷箇所の写真のとおり、下腕に内出血痕が見られ、整形外科医から「両手関節部挫傷」と診断されている。
- ・〇〇〇〇年〇月〇日、校長は、代理人との電話で、教諭が審査請求人の腕を握ったことは認めたが、教室内での転倒や他の児童に腕をつかまれた事実の報告はなく、特に問題視していなかったことが明らかである。診断書には「他者に両手関節部を長時間、強く握られ」と受傷理由が明記され、転倒や腕を短時間握られたことが原因ではないことは明白である。
- ・報告書には「適正な指導」と複数記載されているが、その根拠が全く不明である。〇〇〇〇教諭が審査請求人に暴力的で頭ごなしの指導をしたこと、〇〇〇〇教諭が審査請求人を追

いかけ転倒の遠因を作り暴言を吐いたこと、3名の教諭が審査請求人の両腕を握り続け、授業を受ける権利を阻害したことは、愛媛県教育委員会が定めたチェックリストに抵触し、不適切な指導であったと断ぜざるを得ない。

- ・ 相当の注意を払いながら指導をしていたにもかかわらず、審査請求人が負傷に至った理由を学校は詳細に調査せず追求していない。処分庁や学校は、客観的に確認できる事実を無視し、体罰にはしたくないという前提で事案の評価、判断を行っているから、訂正は当然である。
- ・ 請求事項5については、診断結果と直接因果関係を有する長時間腕を握った者は教諭3名しか存在せず因果関係がないとの記載は、公文書の虚偽記載である。検察官の取調べで、各教諭は長時間腕を握ったこと等を認めており、検察からこの行為に問題がないとは思っていない旨の回答もあった。
- ・ 請求事項6については、加害教諭は、出合い頭に痛みを伴う力で腕をつかんで離さず、その理由を述べず、靴の記名を確認せず詰問を繰り返し、極めて悪質である。審査請求人は過去に学校から勝手に帰ったことはなく、靴を履かずに校外に逃亡するおそれ等は著しく低く、暴力をふるう教師の面前から逃亡したに過ぎない。

オ 本件文書2不訂正部分②(整理表2の不訂正部分②)について

- ・ 請求事項4については、審査請求人が実演したとおり、床に手を強く打ち付けた事実はなく、この転倒によって手首に捻挫や挫傷等の負傷はない。担任や養護教諭から負傷の可能性を指摘する連絡はなく、診療機関でも手首負傷の診断がない。審査請求人に確認せず実施機関が確認した事実と記載する

のは虚偽の事実であるから、削除は当然である。

- ・請求事項7については、審査請求人が痛みで靴を落とすほどの力で握ったのに「常に意識して加減して」とは事実のすり替えで、検察での供述とも異なり、報告書の記載は信ぴょう性に欠ける。また、審査請求人は袖口がめくり上がりにくいトレーナーを着用し、袖を上げる指示も受けておらず、受傷箇所（下腕中ほどから手首辺りまで）を確認することは不可能であり、袖をめくり上げて再現写真を報告書に掲載するのは悪質な印象操作であり、訂正、削除をするべきである。
- ・請求事項8については、本件文書2の33頁4の写真は、現場を目撃した児童の証言では審査請求人を押した他児童と〇〇〇〇教諭の位置が逆である。急迫の状態でもないのに、同教諭が執拗に審査請求人を追いかけ、審査請求人が転倒した後、後ろから来た同教諭が取り押さえたことは重大事故につながる行為であり、ありえない暴言を吐くなど、同教諭は我を忘れる興奮状態であったことは明らかである。
- ・請求事項9については、〇〇〇〇教諭が審査請求人のランドセルの取っ手をつかんで後ろに引っ張ったこと、審査請求人はランドセルから肩を抜き、同教諭がそのままランドセルを持った形になったこと、同教諭が「めんどくさ、もういいや」とその場にランドセルを置いて立ち去ったこと等、他の児童から証言を得ている。同教諭の行動は相手につかみかかる等があり、審査請求人と目撃児童の証言が類似しているにもかかわらず、この事実を報告書に反映しないことは、事実の隠蔽である。
- ・請求事項10については、代理人はどのような経緯で傷害行

為が発生したのか調査を依頼したが、学校や市教委は確たる根拠を示すことなく体罰ではないと述べ事実を捏造しており、公文書偽造の誹りを免れ得ない。正当業務行為該当性は、検察庁も一切認めていない以上、事実即して経緯を再調査し、内容を適正に修正すべきである。

- ・請求事項１１については、当日の電話で「記名は確認していない」と校長及び〇〇〇〇教諭は明言している。報告書で「記名はなかった」と断言する証拠はなく、記名確認の事実がない以上、修正すべきである。
- ・請求事項１２については、審査請求人が実際に受傷し、傷害事件として立件されている。注意義務が不十分あるいは全く欠けていたことは事実であり、観察していた時間は何らかの加害行為に及んでいたとみることもできる。関係教諭や学校は責任を負うべきであり、記載は事実即して修正されるべきである。

カ 本件文書２不訂正部分③(整理表２の不訂正部分③)について

- ・本件文書２は、専門医の診断書に受傷原因が明記されているにもかかわらず、教諭が審査請求人の腕を強く握って怪我をさせた事実を隠蔽し、矮小化^{わい}している。加害責任や監督指導責任をいかに回避するか、学校だけでなく、市教委も積極的に加担して作成した偽書ともいえる代物である。
- ・学校側が、審査請求人の負傷の程度、経緯等を直ちに確認、聴取していれば、このような内容になっていないことは明らかである。虚偽記載箇所を修正し、正しい内容に報告書を改めるべきである。

第７ 処分庁の主張の要旨

(1) 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件文書 1 不訂正部分①について

- ・ 本件文書 1 を作成した当時の校長や関係者から聞き取りしたところ、当該請求事項が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかにならなかったため、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（乙第 7 号証。以下「国の事務対応ガイド」という。） 272 頁(1)③に基づき不訂正とした。

イ 本件文書 1 不訂正部分②について

- ・ この部分は、学校側が代理人の発言をどのように判断し認識していたかを記載した部分であり、訂正請求による訂正の対象ではないから、国の事務対応ガイド 270 頁(6)に基づき不訂正とした。

ウ 本件文書 1 不訂正部分③について

- ・ 訂正請求は保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行われるものであり、当該訂正請求に理由があると認めるときは、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならないとされている（法第 90 条第 1 項、第 92 条）。
- ・ この部分は、個人情報の追加記載を求めるものであるが、本件文書 1 は、関係者の発言を一言一句記録したものではなく事案の概要を報告するために必要な内容を学校の判断で記載したものであり、訂正請求の内容を追加しなければ既に記載されている報告内容が客観的事実と一致しないことになるとはいえず、訂正請求には理由がないため不訂正とした。

エ 本件文書 2 不訂正部分①について

- ・この部分は、いずれも学校が調査の際にした評価、判断を記載した部分であり、国の事務対応ガイド 270 頁(6)なお書のとおり、事実ではなく評価や判断の内容については訂正請求の対象外とされているため、不訂正とした。

オ 本件文書 2 不訂正部分②及び不訂正部分③について

- ・国の事務対応ガイド 273 頁(2)では、処分庁は調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正するかどうか個別に決定するとしている。本件文書 2 の利用目的は、当時学校が実施した調査結果を報告するものであり、不訂正部分②は調査によって学校が確認した事実を記載したものであるから、訂正請求には理由がない。
- ・本件文書 2 は、学校が当時どのような調査をし、どのような結果だったのかを記載して報告したものであり、調査結果作成後の状況の変化を反映するために逐一訂正するようなものではない。

第 8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
令和 7 年 1 月 2 4 日	諮問書の受理
令和 7 年 3 月 2 6 日	第 1 回審議
令和 7 年 5 月 9 日	第 2 回審議

第 9 当審議会の判断

1 本件不訂正処分の内容

本件不訂正処分は、処分庁が、前記第 3 の保有個人情報のうち前記第 5 (2) 及び(3)の保有個人情報を不訂正とする決定をしたもので

ある。

2 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張の要旨及び第7の処分庁の主張の要旨によれば、本件審査請求の争点は次のとおりである。

- (1) 本件文書1不訂正部分①について、関係者からの聞き取り調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明瞭でないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。
- (2) 本件文書1不訂正部分②について、学校がした評価、判断であり、訂正請求の対象となる事実該当しないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。
- (3) 本件文書1不訂正部分③について、本件文書1は事案の概要の報告に必要な内容を学校の判断で記載したものであり、訂正請求の内容を記載しなければ既に記載されている内容が客観的事実と一致しないことになるとはいえず訂正請求に理由がないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。
- (4) 本件文書2不訂正部分①について、学校がした評価、判断であり、訂正請求の対象となる事実該当しないとして、不訂正とした処分庁の決定は妥当か。
- (5) 本件文書2不訂正部分②について、本件文書2は学校がした指導状況の調査結果を記録・報告するものであり、調査によって学校が確認した事実を記載していることから、記載内容が事実でないとは認められず訂正請求に理由がないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。
- (6) 本件文書2不訂正部分③について、本件文書2は学校がした調査当時の結果を記録・報告するものであり、結果作成後の状況、

判断等を反映させるものではないから、訂正請求に理由がないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。

3 争点についての判断

(1) 本件文書 1 不訂正部分①について

ア 国の事務対応ガイド 272 頁(1)③によると、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行うこととされている。

イ 本件文書 1 不訂正部分①について、審査請求人は自宅まで説明に来いと求めたのが事実であると主張しているが、当時の関係者に聞き取りをしたところ事実であるか否か判明しなかったという処分庁の説明に不自然な点はない。

ウ したがって、本件文書 1 不訂正部分①を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

(2) 本件文書 1 不訂正部分②について

ア 国の事務対応ガイド 270 頁(6)なお書によると、訂正請求は保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容は訂正請求の対象外である。

イ 本件文書 1 不訂正部分②は、代理人が「分かりました」と言った箇所について審査請求人は発言意図と異なると主張しているところ、学校側が代理人の発言をどのように判断し、認識していたかを記載している部分であると認められる。

ウ したがって、本件文書 1 不訂正部分②を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

(3) 本件文書 1 不訂正部分③について

ア 法は、訂正請求は保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行われるものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならないとしている（法第90条第1項、第92条）。

イ 本件文書1は、内部報告のために、報告会でのやり取りや事案の概要を学校の判断で要約して作成した文書であり、発言を一言一句記録するような性質のものではない。

ウ 審査請求人は、本件文書1不訂正部分③の訂正請求で、記載内容の追記を求めているが、そのように記載しなければ既に記載されている報告内容が客観的事実と一致しないことになるとはいえない。

エ したがって、本件文書1不訂正部分③を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

(4) 本件文書2不訂正部分①について

ア 前記3(2)アのとおり、事実ではなく評価や判断の内容については訂正請求の対象外であるとされているところ、本件文書2は、当時学校が行った指導状況の調査結果をまとめた文書で、学校が関係教諭や児童から確認した内容を学校の判断で記載したものと認められる。

イ 審査請求人は、本件文書2不訂正部分①について学校の調査内容に対する修正や削除を求めているが、この部分は調査当時、学校がどのように評価・判断したかを記載した部分であり、訂正請求の対象である事実とはいえない。

ウ したがって、本件文書2不訂正部分①を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

(5) 本件文書 2 不訂正部分②について

ア 国の事務対応ガイド 272 頁(1)①によると、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行うこととされている。

イ 審査請求人が本件文書 2 不訂正部分②で訂正を求めている事項は、学校がした関係者への調査によって確認した事実を記載したものに対するものであるから、訂正請求には理由がない。

ウ したがって、本件文書 2 不訂正部分②を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

(6) 本件文書 2 不訂正部分③について

ア 審査請求人は、本件文書 2 不訂正部分③で、学校の調査後に行われた捜査等による状況の変化を踏まえ、作成し直すことを求めている。

イ 本件文書 2 は、当時学校が行った指導状況を調査した結果を報告する文書であり、その後の状況の変化に応じて逐一追記、訂正する必要が認められるような性質のものではないから、訂正請求には理由がない。

ウ したがって、本件文書 2 不訂正部分③を不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、本件審査請求に係る保有個人情報を不訂正とした処分庁の決定は妥当であると判断する。

また、審査請求人は、本件処分のうち本件不訂正部分以外に係る処分については、もとより不服を申し立てていない。

よって、第 1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和 7 年 5 月 9 日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委 員 桐 木 陽 子

同 河 野 康 之

同 牧 本 公 明